

県外産業廃棄物搬入事前協議書

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

大分県からの通知の送りに先になります。

令和 年 月 日
協議を提出する日

〒600-1111
兵庫県西宮市阪神町1丁目1-1

住所

氏名 阪神環境クリーン(株)
代表取締役 西宮 ○○
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 06-1111-xxxx
担当者:環境部長 兵庫 ××

契約締結権等があれば、工場長や事業所長名での協議も可能です。

大規模事業所で担当部署名がないと手紙が到達しない場合は、欄外に必ず担当部署名をご記入下さい。

下記のとおり、令和○年度において県外産業廃棄物の搬入を行いたいので、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第12条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて協議します。

搬入する年度を記入		名称 阪神環境クリーン(株) 大阪なんば工場		実際に廃棄物を出す事業場の名称と住所を記入
(1) 県外産業廃棄物を排出する事業場	所在地	大阪府大阪市浪速区くいだおれ11-1		
	電話番号	06-9999-xxxx		
(2) 搬入先の産業廃棄物処理施設等	名称	大分廃棄物適正処理サービス(株)		
	所在地	大分県大分市トリニータ町1-1		
	産業廃棄物処分業許可年月日	令和○年9月1日	許可期限ではなく、許可年月日を記入	大分市 08829876**
	特別管理産業廃棄物処分業許可年月日	令和○年9月1日		大分市 08879876**
普通産廃と特管は別欄に記入	種類 (特別管理産業廃棄物は別書きとする。)	数量 (単位:トン) 小数点第3位まで	性状 (物理的性質と化学的性質)	
	廃酸	50.000トン	pH3.0以上、液状	
	廃酸(特管)	3.000トン	pH1.7、有害物質は含まない、液状	
(3) 搬入しようとする県外産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)	汚泥	20.000トン	排水処理汚泥、泥状	
	合計	73.000トン	合計は普通産廃と特管を併せて記入	
下記「(4)搬入期間」に搬入する可能性のある最大量を記入	処分方法	中間処理 (破碎) ・最終処分		
(4) 搬入期間	令和 年 月 日から令和 年 3月 31日まで			
(5) 搬入の理由	製造工程等で発生した産業廃棄物を処理できる施設中で処理費用が安価なため			最長で翌年3月31日(当年度末)まで

(6) 発生工程 (中間処理 前の発生 工程も含 む。)	別図(廃棄物の発生工程図)のとおり		
(7) 搬入方法	ドラム缶に入れ、ロープで固定した上、トラックにて搬入		
(8) 搬入経路	別添経路図のとおり (発生場所→(自己)→大阪港→(委託)→別府港→(委託)→搬入先)		
(9) 搬入時間	08:30~17:15		
(10) 県外産業廃棄物の収集、運搬又は保管を委託する場合	収集運搬	自	中間処理業者以外の自己運搬の場合は、自己に○するのみで、下記には記入不要
		自己	委託
		住所	兵庫県西宮市阪神町1丁目1-1
		収集運搬業者	氏名又は名称 阪神環境クリーン(株) 都道府県・市名、許可番号及び許可の有効期限 兵庫県 令和〇年9月11日 02800111*** 大阪府 令和〇年9月20日 02700111***
	収集運搬業者	住所 大分県大分市大分港2-2 氏名又は名称 しいたけ運送(株) 都道府県・市名、許可番号及び許可の有効期限 大分県 令和〇年3月20日 02700456*** 大分県 令和〇年3月10日 04400456***	
	積おろしする自治体名、許可番号及び、許可の有効年月日を記入		
	収集運搬業者が多数で欄が不足する場合は、別紙(様式自由)に記入。		
	委託の別	自己 ・ 委託	
	住所	大阪府大阪市中区大阪港1-1	
	収集運搬業者	氏名又は名称 タイガースフェリー(株) 都道府県・市名、許可番号及び許可の有効期限 大阪府 令和〇年10月20日 02710123***	
保管施設	保管方法	タイガースフェリー(株)が所有する倉庫にて保管する。	
	名称	タイガースフェリー(株)大阪港倉庫	
	所在地	大阪府大阪市中区大阪港3-3	
添付	運搬途中に保管を行う場合のみ記入		
	1 県外産業廃棄物を排出する事業場の業務及び県外産業廃棄物の発生工程の概要を記載した書類 2 県外産業廃棄物の搬入経路を明らかにした図面 3 特別管理産業廃棄物を搬入する場合にあっては、その分析結果等特別管理産業廃棄物の性状を明らかにする書類 4 安定型最終処分場へ搬入する場合であって、県外産業廃棄物の発生工程等により安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入のおそれがあるときには、その防止措置が講じられたことを証する書類 5 県外産業廃棄物の処分を委託する場合にあっては、受託した産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業に係る許可証の写し 6 その他知事が必要と認める書類		
備考	1 県外産業廃棄物の搬入先の産業廃棄物処理施設等ごとに別葉とすること。 2 大分市の区域に設置されている産業廃棄物処理施設等へ搬入しようとする場合は、2部提出すること。		